

(やさしい日本語)

平成 30 年 7 月【豪雨(ごうう)】<非常(ひじょう)に強(つよ)い大雨(おおあめ)>
の災害(さいがい)で 大変(たいへん)な人(ひと)へ

家(いえ)や 車(くるま)などが どのぐらい 壊(こわ)れたかが わかる写真(しゃしん)
(印刷(いんさつ)しなくてもかまいません)があれば、その写真(しゃしん)を
持(も)って、近(ちか)くの 市役所(しやくしょ)や 町役場(まちやくば)に 行
(い)き、【り災証明書】(りさいしょうめいしょ)の 手続(てつづ)きを してくださ
い。

必要(ひつよう)な お金(かね)の 支援(しえん)を 受(う)けることが できる
場合(ばあい)があります。

手続(てつづ)きで 分(わ)からないことがあれば、OPIEFに 相談(そうだん)してく
ださい。

※必要(ひつよう)な 写真(しゃしん)は 次(つぎ)のとおりです。

・家(いえ)の どの部分(ぶぶん)まで **【浸水】(しんすい)**<水に つかること>
したかが わかる写真(しゃしん)

・被害(ひがい)を 証明(しょうめい)する 必要(ひつよう)がある 家(いえ)
の中(なか)の財産(ざいさん)や車(くるま)などの写真(しゃしん)

※写真(しゃしん)を とってから、片(かた)づけを 始(はじ)めてください。

(一財)岡山県国際交流協会(OPIEF) TEL:086-256-2914

【り災証明書】(りさいしょうめいしょ)

<災害(さいがい)で 家(いえ)が 壊(こわ)れた 人(ひと)の ための 書類(しよるい)>

【り災証明書】(りさいしょうめいしょ)は 災害(さいがい)で たいへんな 人(ひと)の た
めのお金(かね)のことなどを 申(もう)し込(こ)む とき いきます。家(いえ)が どのぐ
らい 壊(こわ)れたか 書(か)いてあります。家(いえ)が 壊(こわ)れた 人(ひと)の た
めに、市役所(しやくしょ)や 町役場(まちやくば)などの 係(かかり)の 人(ひと)が 書(か)
きます。係(かかり)の 人(ひと)が 家(いえ)が どのぐらい 壊(こわ)れたか 調(しら)べ
て つくります。家(いえ)が 壊(こわ)れた 人(ひと)が 申(もう)し込(こ)んでから 係(か
かり)の 人(ひと)が 調(しら)べます。できるまで 何日(なんにち)か かかります。

災害(さいがい)で たいへんな 人(ひと)が 下(した)の ことを 申(もう)し込(こ)む とき

【り災証明書】(りさいしょうめいしょ)が あります。

- 被災者生活再建支援金(ひさいしゃ せいかつ さいけん しえんきん) --- 家(いえ)が 壊(こわ)れたり 住(す)むことができなくなったりした 人(ひと)の ための お金(かね)
- 義援金(ぎえんきん) ---被災(ひさい)した 人(ひと)の ために みんなで 集(あつ)めた お金(かね)
- 国民健康保険料(こくみん けんこう ほけんりょう)の 減免(げんめん) --- 国民健康保険料(こくみん けんこう ほけんりょう)が 安(やす)くなったり 払(はら)わなくてもよくなったりする こと
- 災害復興住宅融資(さいがい ふっこう じゅうたく ゆうし) ---震災(しんさい)で 家(いえ)が 壊(こわ)れた 人(ひと)の ために 貸(か)す お金(かね) 震災(しんさい)で 壊(こわ)れた 家(いえ)を 急(いそ)いで 直(なお)す 人(ひと)に 貸(か)す お金(かね)
- 仮設住宅(かせつ じゅうたく) ---災害(さいがい)で たいへんな 人(ひと)が 自分(じぶん)の 家(いえ)を 買(か)ったり 借(か)りたり できるようになる まで 住(す)むことができる 家(いえ)
- 公営住宅(こうえいじゅうたく) ---市(し)、町(まち)、村(むら)、県(けん)などが 貸(か)す 家(いえ)
- 子(こ)どもが 学校(がっこう)で 使(つか)う 教科書(きょうかしょ)などを 無料(むりょう)で<お金(かね)を払(はら)わな いで>受(う)け取(と)ること